

教宣 せぶん

法廷を舞った2枚のペーパー

13日の裁判では私たちの証人審問があったわけですが、この日、この訴訟の「核心」とも言える2枚のペーパーが大活躍しました。もちろん、そのペーパーは証拠として裁判所に提出してある「ペーパー」のうちの一部ですが、特にこの2枚は、積極的に法廷を舞いました。そして、このペーパーについての審問になると、3人の裁判官は、他の時間以上に、証人と私たちの弁護士の先生とのやり取りを注目しているようでした。

最初に登場したペーパーは、会社の管理職が発信した、いわゆる「裏メール」です。中味は「内勤としての雇用を希望するRA社員を一人でも多く代理店に転進させよ」という主旨の、部下に宛てた「指令」でした。会社は、制度廃止後の私たちに「違う雇用の道は確保している」と帳尻を合わせようとしています。このメールを見れば「外勤社員が内勤職として使えるわけがない」「一人でも多く代理店にさせろ」という会社の本音がモロに表現されており、「内勤の道を用意している」というのがカムフラージュであり、法廷対策であり、実は私たち全員を代理店に追いやりたかったという意図が見えてきます。転進募集が開始されてもなお「内勤の道」の全容がまったく明らかにされなかったこともうなずけます。「雇用破壊」という基礎・土台の上に、「内勤社員への継続雇用」というメッキが塗られているという本件の全体像・真相が裁判官にも見えたのではないのでしょうか。

もう一枚のペーパーは求人情報誌デューダ・長野版のコピーです。特別社員の募集広告であるこのペーパーには、「転勤はありません」と書いてあるばかりか、「そこで頂いた契約は、ずっとあなたの財産になります。」「地域に密着しながら、お客様との永きにわたる信頼関係を築いていく仕事。」と明記されています。これは、2003年当時、「特社採用をすすめなければいけないのではないかと申し出た長野分会に対し、「同感だ。積極的に策を講じていく」と答えた長野支店が行なった公募です。当時の事務折衝議事録から、長野支店と本社がすり合わせを行なってこの広告文をつくったことが確認されています。このペーパーは、私たちが内勤社員とは明らかに違う「約束」で入社している、私たちが内勤社員とは明らかに異なる雇用形態であるという主張を裏付けるものになりました。私たちが、「地域限定」の、「職種限定」の正社員であることが裁判官に伝わったはずです。

裁判官には、この日を境にして、いままで以上にこの訴訟の「本質」や「切迫感」が伝わったと思います。このたたかいがさらに盛り上がる「起爆剤」になったと確信

します。油断することなく、侮ることなく、この上げ潮を 20 日の裁判へとつないで
いきましょう。